

令和5年度 三条市安全・安心なまちづくり推進計画 進捗状況の評価について

三条市市民部環境課
令和6年3月22日

1 計画概要

I 意識づくり

市民一人一人の防犯意識を高めるため、広報啓発活動等の事業を実施する。

事業No.	事業名	令和5年度成果目標	担当課	記載P
1 広報啓発活動	I-1-① 自転車鍵かけ運動	・警察と連携して、ロックの日鍵かけ運動を行い、市民の防犯意識啓発を高めることで自転車窃盗件数の減少を目指す。 【ロックの日】2回	環境課	P4
	I-1-② スーパー等における街頭啓発活動	・特殊詐欺等被害防止啓発活動を定期的、又は被害状況等に応じて臨機的行うことで、効率良く市民の防犯意識啓発を図る。	環境課	
	I-1-③ 特殊詐欺被害防止に係る周知	・特殊詐欺被害防止に貢献した個人等に感謝状を贈呈することによって、社会全体で特殊詐欺被害を防止する機運を醸成する。	環境課	
	I-1-④ 広報、ホームページへの掲載及びX（旧ツイッター）等での発信	・市ホームページ、広報さんじょう等を活用して様々な防犯情報等を周知することで、市民の防犯意識向上と犯罪被害防止に努める。	環境課、市民窓口課	
	I-1-⑤ 犯罪被害者等支援情報等の周知	・市ホームページ、チラシ等を活用して犯罪被害者等支援を周知することで、市民の意識向上に努める。	環境課	
2 情報発信	I-2-① 三条市メール（防犯情報）の配信等	・不審者情報の配信を通じて児童生徒の安全を確保する。また、犯罪、消費者被害対策として、速やかに確実な情報を収集し、市民に必要な情報を提供することで犯罪等被害防止を図る。	環境課、学校教育課、市民窓口課、行政課	P5
	I-2-② 事業者への情報提供、意識啓発	・事業者への防犯に対する意識啓発とともに、犯罪被害者等への理解や支援制度を周知させるため、商工会議所等の事業者団体を介して事業者へ情報提供を行い、犯罪被害者等を皆で支える地域社会づくりを進める。	環境課	
3 教室・教育の充実	I-3-① 薬物乱用防止教室等の特別授業	・全中学校・義務教育学校後期課程で実施する。 ・小学校・義務教育学校前期課程での実施率向上を目指す。	学校教育課	
	I-3-② 関係機関と連携した児童・生徒への指導	・三条市生徒指導研修会1回実施 ・三条市学校警察等連絡協議会1回実施 ・子ども若者・総合サポートシステム問題行動対応部会2回実施	学校教育課	P5
	I-3-③ 高齢者教室と連携した防犯講話	・高齢者が集まる機会を捉えて特殊詐欺等被害防止の講話を行い、高齢者の防犯意識向上を図る。	環境課	

1 計画概要

Ⅱ 地域づくり

犯罪の芽を摘む最も身近な監視役である地域の自主活動の促進等を図る。

事業No.		事業名	令和5年度成果目標	担当課	記載P
1 自主活動の促進	Ⅱ-1-①	防犯パトロールグッズの斡旋	・支援を継続的に行っていくことで、地域の主体的な防犯活動を後押しする。	環境課	P5
	Ⅱ-1-②	防犯協会負担金	・防犯協会の事業に対して財政支援を行うことにより、市民生活の防犯意識の底上げに貢献する。 ・学校、地域、金融機関等あらゆる市民層の防犯意識の底上げ	環境課	
	Ⅱ-1-③	防犯カメラの設置等	・通学路への防犯カメラの設置を進める。	環境課	
2 防犯力の向上	Ⅱ-2-①	登下校時等の見守りパトロール	・児童生徒が安全に登下校できるように、PTAや自治会と協力しながら見守り体制の充実を図る。	学校教育課	P6
	Ⅱ-2-②	子ども110番の家	・子ども110番の家の現状把握に努め、周知を図る。	学校教育課(、環境課)	
3 高齢者・子どもの安全確保	Ⅱ-3-①	高齢者家庭訪問	・市内各地域において従来の取組を継続することで高齢者との信頼関係を築き、特殊詐欺被害防止へと繋げる。 ・目標値：特殊詐欺被害の前年比減少	環境課	
	Ⅱ-3-②	高齢者への情報提供	・消費者被害に関する市民の意識・知見の向上と消費者被害の未然防止	高齢介護課	
	Ⅱ-3-③	高齢者等見守り事業	・地域住民による支え合い体制の構築、住み慣れた地域で暮らし続けることができる環境の形成	高齢介護課	
	Ⅱ-3-④	不審者情報の共有化	・警察署等の関係機関と連携を図り、児童生徒に危険がある事案については各学校からのメール配信を通じて迅速に保護者等へ周知、注意喚起を行い、犯罪被害の防止を徹底する。	環境課、子育て支援課、学校教育課	

1 計画概要

Ⅲ 環境づくり

ハード、ソフトの両面から、犯罪が起こりにくいまちづくりのための環境整備を進め、安全確保を図る。

事業No.	事業名	令和5年度成果目標	担当課	記載P
1 学校・通学路・駅等における安全確保	Ⅲ-1-① 青少年指導委員によるパトロール	・ 犯罪抑止効果のある青色回転灯積載車の活用を図りながら、犯罪被害に合わないための効果的な巡回コースの設定や子どもへの安全指導に努める。	子育て支援課	P7
	Ⅲ-1-② 敷地内パトロール	・ 青色回転灯搭載車両を使用し、目に見える「犯罪抑止活動」を継続して実施する。また、巡回時、各コース内の小・中・高等学校周辺の継続的な巡視を行う。	子育て支援課	
	Ⅲ-1-③ 市職員による青色回転灯パトロール	・ 青色回転灯パトロールの実施可能な体制を維持しながら、職員がパトロールに取り組みやすい仕組みを整える。	環境課	
	Ⅲ-1-④ 三条市通学路安全推進会議	・ 通学路危険箇所の改善要望について、具体的な協議を進める。（学校教育課） ・ 改善要望箇所の検討と改善を進める。（環境課）	学校教育課（、環境課、建設課）	
2 道路・公園等における安全確保	Ⅲ-2-① 防犯灯、街灯の整備	・ 地域からの要望に応えられるよう、早期設置を目指す。	建設課	P8
	Ⅲ-2-② 公園の整備	・ 適時、適切で計画的な管理を徹底する。	建設課	
	Ⅲ-2-③ 自転車駐車場及び自転車駐車場の管理	・ 定期的な駐輪場整理、放置自転車調査等を通して駐輪場の管理を適切に行い、自転車盗難等の犯罪被害を未然に防ぐ。	環境課	
	Ⅲ-2-④ 空家等の適正管理	・ 未改善の特定空家（84件）所有者等に対して、改善が見られるまで継続的に助言・指導を行う。	環境課	
3 住宅の防犯性向上と相談体制の整備	Ⅲ-3-① 住宅等の防犯対策チラシの設置	・ 様々な市民層が訪れる市役所という場所を活用し、効果的な情報提供に努める。	環境課	
	Ⅲ-3-② 市民なんでも相談	・ 相談者が、安心して相談できるように確かな情報を収集し、トラブルが解決するよう努める。	市民窓口課	
	Ⅲ-3-③ 相談体制の整備	・ 関係部署との連携を推し進め、的確な相談が行えるよう努める。	市民窓口課、環境課	

2 令和5年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画の実施状況（概要）

I 意識づくり 【評価項目】

A…成果目標以上の成果に達成したもの

B…成果目標どおり

C…成果目標に達成しなかったもの

事業No.	事業名	R 5 年実施状況	R 6 年実施方針	評価
I-1-①	自転車鍵かけ運動	・6月9日と9月6日に三条警察署主催で自転車の鍵かけを目的としたチラシ配布を行った。市の担当職員も参加した。	・警察と連携して、ロックの日鍵かけ運動を行い、市民の防犯意識啓発を高めることで自転車窃盗件数の減少を目指す。 【ロックの日】2回	B
I-1-②	スーパー等における街頭啓発活動	・三条警察署や市内金融機関と連携を図り啓発活動を実施できた。（20回）うち1回は市の職員も参加した。	・三条警察署や市内金融機関と連携を図った啓発活動を今後も継続して行う。	B
I-1-③	特殊詐欺被害防止に係る周知	・窓口に来課した高齢者向けに、窓口で啓発チラシを設置し、注意喚起を行った。 ・燕三条FMで、「特殊詐欺被害の防止」として、周知と注意喚起を行った。 ・警察と合同で、コンビニエンスストア等で特殊詐欺被害防止に貢献された事業者や個人に対して、感謝状を贈呈した。（10件）	・特殊詐欺被害防止に貢献した個人等に感謝状を贈呈することによって、社会全体で特殊詐欺被害を防止する機運を醸成する。	B
I-1-④	広報、ホームページへの掲載及びX（旧ツイッター）等での発信	・特殊詐欺前兆事案、不審者事案、盗難事件注意等の防犯情報を市ホームページに掲載したほか、Xも活用して注意喚起を行った。（環境課） ・広報さんじょうに偶数月1回「ストップ消費者被害」として相談事例やその対処法についての記事を掲載し、同内容を市HPにより周知を行った。（市民窓口課） 【参考】燕三条FMに毎月1回「気をつけてこんな相談ありました」として特殊詐欺等の周知を行った。（市民窓口課）	・市ホームページ、広報さんじょう等を活用して様々な防犯情報等を周知することで、市民の防犯意識向上と犯罪被害防止に努める。	B
I-1-⑤	犯罪被害者等支援情報等の周知	・市に来庁された市民へ向けて窓口で啓発チラシを設置し、周知を図った。 ・燕三条FMで犯罪被害者等支援について、周知を行った。	・市ホームページ、チラシ等を活用して犯罪被害者等支援を周知することで、市民の意識向上に努める。	B
I-2-①	三条市メール（防犯情報）の配信等	○防犯メール（特殊詐欺注意喚起等） 配信回数：27回 ○防犯メール（不審者情報（小学校単位）） 配信回数：4回 ○登録者数：12,586人（R6/2/28時点）	・引き続き事案の発生状況等を踏まえてメール配信を行うとともに、市民が多く集まる機会等を利用してメール登録の広報活動を行っていく。（特殊詐欺注意喚起等） ・今年度同様、関係機関との連携を図り不審者情報を速やかに配信する。引き続き、各学校から保護者へメール配信登録の呼び掛けを行う。（不審者情報）	B
I-2-②	事業者への情報提供、意識啓発	・商工会議所等の広報誌のチラシ同封等を予定したが、予算の関係上実施できなかった。次年度は別の方法を検討する。	・事業者への防犯に対する意識啓発とともに、犯罪被害者等への理解や支援制度を周知させるため、商工会議所等の事業者団体を介して事業者へ情報提供を行い、犯罪被害者等を皆で支える地域社会づくりを進める。	C

2 令和5年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画の実施状況（概要）

I 意識づくり

【評価項目】

A…成果目標以上の成果に達成したもの

B…成果目標どおり

C…成果目標に達成しなかったもの

事業No.	事業名	R5年実施状況	R6年実施方針	評価
I-3-①	薬物乱用防止教室等の特別授業	・中学校・義務教育学校後期課程はすべての学校で通常年1回の薬物乱用防止教室を開催した。	・全小中学校・義務教育学校前期課程及び後期課程で実施する。 ・外部講師や養護教諭などによる授業の実施率50%以上を目指す。	B
I-3-②	関係機関と連携した児童・生徒への指導	・三条市生徒指導研修会（5月9日実施） ・三条市学校警察等連絡協議会（6月23日実施） ・子ども・若者総合サポートシステム問題行動対応部会実務者会議（9月21日及び2月27日実施） ・ネットトラブル防止教室（各学校で実施）	・ネットトラブル防止教室の継続的な実施を推進する。また、各学校の生徒指導担当者の研修を充実させ、いじめ問題等の未然防止、早期発見、即時対応を指導していく。	B
I-3-③	高齢者教室と連携した防犯講話	・中央公民館で行われている「ふるさと映画村」（申込不要・入場無料の上映会）において「巧妙化する詐欺手口に備える～だまされないための五箇条～」を上映し、特殊詐欺被害防止啓発チラシを配布した。	・最新の犯罪手口等について情報を共有するなど、警察署と連携を図りながら、効果的な取組を行う。	B

II 地域づくり

【評価項目】

A…成果目標以上の成果に達成したもの

B…成果目標どおり

C…成果目標に達成しなかったもの

事業No.	事業名	R5年実施状況	R6年実施方針	評価
II-1-①	防犯パトロールグッズの斡旋	・防犯協会と連携を図り、パトロールグッズ（パトロール用蛍光ベスト、誘導棒）の購入補助について自治会へ案内し、3自治会から要望があった。	・支援を継続的に行っていくことで、地域の主体的な防犯活動を後押しする。	B
II-1-②	防犯協会負担金	・令和5年4月1日現在の三条市人口93,017人×10円＝930,170円の負担金を支出。	・防犯協会の事業に対して財政支援を行うことにより、市民生活の防犯意識の底上げに貢献する。 ・学校、地域、金融機関等あらゆる市民層の防犯意識の底上げ	B
II-1-③	防犯カメラの設置等	・学校の通学路等に防犯カメラを計56台設置した。	・来年度、市が小学生が日常的に通る通学路を優先し、防犯カメラ55台を設置する。	A

2 令和5年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画の実施状況（概要）

Ⅱ 地域づくり		【評価項目】		
		A…成果目標以上の成果に達成したもの	B…成果目標どおり	C…成果目標に達成しなかったもの
事業No.	事業名	R 5 年実施状況	R 6 年実施方針	評価
Ⅱ－2－①	登下校時の見 守りパトロー ル	・ P T A や自治会など、保護者や地域の協力を得ながら全 学校で見守りパトロールを実施した。クマの出没が確認 された地域の学校では、教職員や小中一貫教育推進課に よる見守りパトロールを実施した。	・ 児童生徒が安全に登下校できるように、P T A や自治会と協力しながら見守り体制の充実 を図る。	B
Ⅱ－2－②	子ども110番 の家	・ 各学校で子ども110番の家の周知を行った。	・ 子ども110番の家の現状把握に努め、周知を 図る。	B
Ⅱ－3－①	高齢者家庭訪 問	・ 5 月、11 月に、セカンドライフ応援ステーション登録者 (1,200 名) に特殊詐欺被害防止チラシを配布	・ 市内各地域において従来の取組を継続するこ とで高齢者との信頼関係を築き、特殊詐欺被 害防止へと繋げる。	B
Ⅱ－3－②	高齢者への情 報提供	・ 地域包括支援センターによって、高齢者が集まる場等で 消費者被害に関する啓発を行った（実績 7 回）ほか、高 齢者からの消費者被害に関する相談に応じた。また、消 費者被害に関する情報を得た場合には、市民なんでも相 談室と情報共有し、市民に対して啓発を行った。	・ 引き続き、機会を捉えて高齢者が集う場等で 消費者被害等に関する啓発講座や注意喚起を 行い、高齢者の防犯意識の啓発を図っていく。 ・ また、高齢者の相談窓口である地域包括支援 センターでの相談対応を通して、虐待や権利 擁護など高齢者の身近で起こりやすい犯罪を できる限り未然に防ぐよう努める。	B
Ⅱ－3－③	高齢者等見守 り事業	・ 高齢者等見守り事業において、地域住民主体の見守り活 動を行った。 【利用登録者数（見込み）】125 名 【訪問員数（見込み）】74 名 【見守り実施回数（見込み）】4,552 回 ※事業開始時利用登録者数94名、訪問員数41名	・ 引き続き「高齢者等見守り事業」の取組の拡 大に努める。具体的には、支え合いの体制づ くりを支援する生活支援コーディネーターと 連携し、集いの場へ出向いての啓発やケアマ ネジャー等支援者に対する周知を行い、日常 における見守り体制の整備を進めていく。 ・ 見守り事業訪問員と生活支援コーディネー ターへの説明会及び座談会で事業を周知し、 新たに見守り対象者を見出していく。これら により、1 人暮らし高齢者等が安心して暮ら すことができる地域づくりを少しずつ実現し ていく。	B
Ⅱ－3－④	不審者情報の 共有化	・ 関係課、警察署等と連携して情報を得た不審者情報につ いて、メール配信、H P 掲載及び X により周知した。 （4 件）（環境課） ・ 不審者情報のメール配信 4 件（学校教育課）	・ 警察署等の関係機関と連携を図り、児童生徒 に危険がある事案については各学校からの メール配信を通じて迅速に保護者等へ周知、 注意喚起を行い、犯罪被害の防止を徹底する。	B

2 令和5年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画の実施状況（概要）

Ⅲ 環境づくり

【評価項目】

A…成果目標以上の成果に達成したもの

B…成果目標どおり

C…成果目標に達成しなかったもの

事業No.	事業名	R5年実施状況	R6年実施方針	評価
Ⅲ－１－①	青少年指導委員によるパトロール	○青色回転灯積載車及び徒歩による巡回実施回数 ・登下校時(通学路) 191回（見込み） ・非行防止(薄暮～夜間) 179回（見込み） (青少年指導員75人)	・犯罪抑止効果のある青色回転灯搭載車の活用を図りながら、犯罪被害に合わないための効果的な巡回コースの設定や積極的に青少年に呼びかけ、安全指導に努める。また、事件・事故がおきないよう危険箇所の再確認をするほか、各地域の公園等で非行の未然防止に向けた声かけをするよう努める。	B
Ⅲ－１－②	敷地内パトロール	・夕方・夜間、休日の街頭巡回指導時、学校周辺を巡視。実施回数：184回（見込み）	・青色回転灯搭載車両を使用し、目に見える「犯罪抑止活動」を継続して実施する。また、巡回時、各コース内の小・中・高等学校周辺の継続的な巡視を行う。	B
Ⅲ－１－③	市職員による青色回転灯パトロール	・職員へパトロール実施の協力依頼を行い、2回実施予定である。	・青色回転灯パトロールの実施可能な体制を維持しながら、強化期間の設定等により職員に積極的にパトロールを実施してもらう。	B
Ⅲ－１－④	三条市通学路安全推進会議	・7月20日に通学路安全推進会議を実施し、各学校及び自治会から提出された40箇所の改善要望について協議した。 ・改善要望を受けた改善工事の実施前に関係機関が集まり工事内容の確認を行った。	・通学路危険箇所の改善要望について、具体的な協議を進める。	B

2 令和5年度三条市安全・安心なまちづくり推進計画の実施状況（概要）

Ⅲ 環境づくり

【評価項目】

A…成果目標以上の成果に達成したもの

B…成果目標どおり

C…成果目標に達成しなかったもの

事業No.	事業名	R 5 年実施状況	R 6 年実施方針	評価
Ⅲ－2－①	防犯灯、街灯の整備	・40灯の防犯灯、街灯を整備（見込み）	・地域の要望に応えることを目標とする。	B
Ⅲ－2－②	公園の整備	・公園の樹木等伐採、剪定、除草について計画通り実施できた。	・適時、適切で計画的な管理を徹底する。	B
Ⅲ－2－③	自動車駐車場及び自転車駐車場の管理	・市管理の駐輪場(市内5駅)については、シルバー人材センター及び東光寺駅協力会に依頼し、駐輪場の整理を行っている。 ・前年度の放置自転車調査により、引取りのない自転車132台の撤去を行い、駐車場の整備に努めた。また、今年度についても放置自転車調査を行い、放置自転車と見られるものについては警察署へ所有者照会を行った。 ・警察署からの放置自転車所有者照会の回答を受け、所有者へ引取り依頼の文書を送達した。	・今後も定期的な駐輪場整理と放置自転車の調査、撤去等を行い、駐輪場を適切に管理する。	B
Ⅲ－2－④	空家等の適正管理	・文書、電話、面談等による助言・指導 助言・指導件数：62件（見込み） ・12/22 降雪期前の空家適正管理を促す依頼文の送付（78件）	・未改善の特定空家（91件）所有者等に対して、改善が見られるまで継続的に助言・指導を行う。	B
Ⅲ－3－①	住宅等の防犯対策チラシの設置	・防犯対策のチラシや悪質な訪問販売を防止するためのステッカー等を窓口に設置し、来庁者への情報提供に努めた。	・様々な市民層が訪れる市役所という場所を活用し、効果的な情報提供に努める。	B
Ⅲ－3－②	市民なんでも相談	【市民相談件数】1,596件（見込み） 家庭、高齢福祉、住環境、財産など 【消費生活相談件数】1,140件（見込み） ワンクリック請求、架空請求、商品役務契約時トラブル、多重債務など	・引き続き、関係機関と連携を図りながら、市民の様々な心配ごとや悩みごとの相談を受け付ける。また、悪質商法や特殊詐欺の被害防止の啓発に取り組むとともに、積極的に相談窓口の周知も行う。	B
Ⅲ－3－③	相談体制の整備	【市民相談】 警察への相談を勧めた：60件（見込み） 【消費生活相談】 警察への相談を勧めた：19件（見込み）	・関係部署との連携を推し進め、的確な相談が行えるよう努める。	B

3【参考】犯罪発生状況（三条市安全・安心なまちづくり推進計画評価指標）

安全・安心なまちづくり推進計画に掲げた犯罪の発生状況について評価するもの。

(1) 刑法犯認知件数

目標 令和4年を基準年、令和9年を目標年として刑法犯認知件数を309件から247件に減少(62件、減少率20%)させる。

年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R9年
件数	309	402					247
対目標年比	基準値	△155件					目標値
—	—	△30.1%					—
		△93件					

令和4年
309件



令和9年
247件
(減少率20%)

達成状況等

(1) 刑法犯認知件数

基準年である令和4年の件数から62件減（減少率20%）の247件という目標に対し、令和5年実績では、155件増（増加率30.1%）となっており、**未達成**となっている。

(2) 特殊詐欺被害件数

基準年である令和4年と比較して、件数は4件増（増加率28.6%）の18件、被害額は1,170万円増（増加59.8%）の3,127万円となり、**未達成**となっている。

(3) 窃盗犯件数

基準年である令和4年と比較して、件数は68件増（増加率37.0%）の252件となり、**未達成**となっている。

※ 全国的にも増加しており、コロナ行動制限の緩和が影響と推測される。

(2) 特殊詐欺被害件数

目標 令和4年を基準年として特殊詐欺被害件数を14件、1,957万円より減少させる。

年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年
件数	14	18				
対目標年比	—	△28.6%				
		△4件				
被害額(万円)	1,957	3,127				
対目標年比(万円)	—	△59.8%				
		△1,170				

(3) 窃盗犯件数

目標 令和4年を基準年として窃盗犯件数を184件より減少させる。

年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年
件数	184	252				
対前年度比	—	△37.0%				
		△68件				